

第28回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年10月31日（月）
- 2 開閉時間 午後5時30分開会 午後6時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斎藤哲子 6番 關澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博
10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 12番 西永和美 13番 舟根 祐
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 9番 松田直人
- 6 会議出席 清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 3番 坂上 修、5番 斎藤哲子
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

議長

これから、第 28 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会總会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、3 番委員、5 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」から日程第 3 報告第 2 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」でございます。

農地転用に係る届出を受理し、農地法施行規則第 28 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 1 番の 1 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、申請人については記載のとおりです。

1 番について、転用の目的は、雪捨て場の確保のためです。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、雪捨て場の確保であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については 1 頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番の現地確認委員、小野寺委員、坂上委員、北村委員、西永委員の 4 人の指名について、専決処分しましたので報告します。

報告について以上です

議長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

- 委員 無しの声
- 議長 無ければ、次の日程に入ります。
- 議長 続きまして、日程第4議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主事 それでは、議案8頁をご覧ください。
- 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。
- 合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。
- 議案は9頁、10頁をご覧ください。
- 番号が28番の1件の通知を受理しております。
- 合意解約の理由については、備考欄に記載のとおりです。
- 土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、それぞれ、議案に記載のとおりです。
- 通知のあった合意解約の引渡し時期が6か月以内であるかの確認については、要件に合致していることを確認しています。
- 説明は以上です。
- 議長 それでは、議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」説明が終わりましたので審議いたします。
- 議長 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は、認めると決定しました。
- 議長 続きまして、日程第5議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。
- 主事 それでは、議案12頁をご覧ください。
- 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。
- 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請があつたので、許可の可否について、審議をお願いします。
- 議案は13頁、14頁をご覧ください。
- 1番で、1件の許可申請がありました。
- この案件は、7月の第25回の定例会で「農業振興地域整備計画の変更について」審議された案件で、10月11日に計画変更の手続きが完了したので、今回、農地法の転用許可について申請があつたものです。

転用する土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積については記載のとおりで、転用の目的は農家住宅の建築で、計画の内容は住宅82m²です。

転用基準の区分は、甲種農地になります。

許可理由については、記載のとおりで農家住宅の建築による転用であることから、基準を満たすものと判断します。

農振地域内、農用地区域外となり、都市計画は、都市計画内で市街化調整区域です。

土地所有者、転用者及び転用の理由は記載のとおりです。

土地利用計画図を説明資料の2頁に載せてありますので、ご確認ください。

なお、この案件は7月の第25回定例会でも説明したとおり、既に住宅については完成おり、当初、申請者は、宅地内で住宅の建設を進めておりましたが、完成後、建物登記のため現地を測量した結果、住宅の一部が畠にはみ出していることが判明したため、追認許可の手続きとなつたものです。

追認にあたっては、申請者から始末書の提出を頂き十分反省をいただいているところです。

また、付帯決議事項として、北海道農業会議への意見聴取について、本案件は、平成28年3月8日付け「農地法第4・5条に係る30a以下の農地転用に関する北海道農業会議への意見聴取に係る申し合わせ」の1の(2)いわゆる農家住宅に該当することから、意見聴取の対象から除外できる案件であるため、意見聴取しないものといたします。

説明は以上です。

議長 それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

委員 質疑ございませんか。

議長 無しの声

委員 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第6議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事 それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は17頁、18頁となりますのでご覧ください。

番号が49番で1件ございます。

議案第1号の解約があった案件で、賃貸借新規の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の3頁から6頁、調査書が7頁に載せてありますので併せてご確認願います。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりました。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第7議案第4号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主事

それでは、議案20頁をご覧ください。

議案第4号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案21頁、22頁をご覧ください。

番号が8番の1件で1筆の願出がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

説明資料は、8頁に現地調査票、9頁に航空写真、10頁に現地写真を添付していますのでご確認ください。

8番の案件の該当の箇所は、現地確認により農地以外と判断しています。

報告第2号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、8番の案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

2番委員

はい、8番の案件について、10月24日、坂上委員、北村委員、西永委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった農地は、相当の期間、農地として利用しておらず、山林化していて、将来的にも周囲の状況から見て、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であることから、農地以外であると判断いたしました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第4号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わ

- りましたので審議いたします。
- 質疑ございませんか。
- 委員 無しの声
- 議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
- 議案第4号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第4号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。
- 議長 日程については以上になります。
- その他に入ります。
- 主事 はい、議案23頁その他の、次回の定例会についてです。
- 次回、第29回の日程ですが11月30日（水）の16時30分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。
- 議長 よろしいですか。
- 委員 問題なしの声
- 議長 それでは、11月30日（水）の16時30分からでお願いします。
- 主事 農地移動適正化あっせん経過報告について、あっせん委員の指名をお願いします。
- 議長 （あっせん委員指名）
- 主事 その他連絡事項について説明
- 主事 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。
- 主事 案件は以上です。
- 議長 それでは、以上をもって第28回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。